

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日： 令和6年1月31日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](令和5年12月度)

対象期間： 令和5年12月1日 ~ 令和5年12月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規一十二条の七の二-I、規一十二条の七の五-I]

種類	数量(単位)
産業廃棄物	
燃え殻	(/月)
汚泥	3.908 (t /月)
廃油	1.134 (t /月)
廃酸	(/月)
廃アルカリ	(/月)
廃プラスチック類	147.480 (t /月)
紙くず	57.000 (t /月)
木くず	60.050 (t /月)
繊維くず	23.680 (t /月)
動植物性残さ	(t /月)
動物系固形不要物	(/月)
ゴムくず	(t /月)
金属くず	(/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
鋳さい	(/月)
がれき類	(/月)
動物のふん尿	(/月)
動物の死体	(/月)
ばいじん	(/月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(/月)
特別管理産業廃棄物	
燃えやすい廃油	(/月)
pH2.0以下の廃酸	(/月)
pH12.5以上の廃アルカリ	(/月)
感染性産業廃棄物	(/月)
その他()	(/月)
その他()	(/月)

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規一十二条の七の二-ロ、規一十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度 ^{※4}
測定位置	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}
測定結果が得られた日	令和5年12月30日	令和5年12月30日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
測定結果	787	132		別紙2の通り ^{※2}

ばいじんの除去の実施状況と措置[規一十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	令和5年12月30日	令和5年12月1日~30日

排ガスの測定結果[規一十二条の七の二-II、規一十二条の七の五-II]

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}
採取した年月日	令和5年9月20日	令和4年11月1日
測定結果が得られた日	令和5年10月11日	令和4年11月8日
ダイオキシン類 ^{※3}		4.0 (ng-TEQ/m3)
ばい煙量又はばい煙濃度 ^{※3}	硫黄酸化物	10未満 (ppm) ^{※5}
	ばいじん	0.001未満 (g/m ³) ^{※5}
	塩化水素	27 (mg/m ³) ^{※5}
	窒素酸化物	47 (ppm) ^{※5}

※2 連続記録紙を添付すること。 ※3 計量証明書を添付しても良い。 ※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。 ※5 単位を記入すること。